

男女共同参画に関する市民意識調査設問一覧

区分	設 問	市		県	国
		今回 (R8)	前回 (R3)	R6	R6
属 性	◆ あなたご自身のことについておたずねします。				
	A 性別	●	●	●	●
	B 年齢（5歳毎）	●	● (10歳毎)	●	●
	※年齢区分は70歳以上までとする				
	C 結婚	●	●	●	●
	D 子ども	●	●	●	●
	E 仕事	●	●	●	●
	1 勤め人 常勤	●	●	●	●
	2 勤め人 パートタイマーなど	●	●	●	●
	3 自営業 農林漁業	●	●	●	●
	4 自営業 商工サービス業など	●	●	●	●
	5 無職 主婦・主夫	●	●	●	●
男 女 の 地 位 の 平 等 感	6 無職 学生	●	●	●	●
	7 無職 その他	●	●	●	●
	8 その他	●	●	●	●
	臨時 フルタイム勤務だが一時的なもの	削除	●	—	—
	世帯構成	削除	●	—	—
	◆ 男女の地位の平等についておたずねします				
	問1 各分野における男女の地位の平等感	●	●	●	●
	A 家庭の中では→家庭生活の中で	●	●	●	●
	B 職場では→就職の機会や職場の中で	●	●	●	●
	C 教育の場では→学校教育の場で	●	●	●	●
	D 地域社会では→地域活動の中で	●	●	●	●
	E 政治の場では→政治活動の中で	●	●	●	●
	F 法律や制度の面で	●	●	●	●
	G 社会通念や風潮では→社会通念・慣習・しきたりなどで	●	●	●	●
	H 社会全体として	●	●	●	●
	問2 男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと	●	●	●	—

区分	設 問	市		県	国
		今回 (R8)	前回 (R3)	R6	R6
男女の 生き方	◆ 男女の生き方についておたずねします				
	問3 「男は仕事、女は家庭」という考え方について	●	●	●	●
	問4 「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成の理由	新規	—	●	●
	1 日本の伝統的な家族の在り方だと思うから	新規	—	●	●
	2 自分の両親も役割分担をしていたから	新規	—	●	●
	3 男性が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから	新規	—	●	●
	4 女性が家庭を守った方が、子供の成長などにとって良いと思うから	新規	—	●	●
	5 家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから	新規	—	●	●
	6 その他（ ）	新規	—	●	●
	問5 「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の理由	新規	—	●	●
	1 男女平等に反すると思うから	新規	—	●	●
	2 自分の両親も外で働いていたから	新規	—	●	●
	3 男性も女性も働いた方が、多くの収入を得られると思うから	新規	—	●	●
	4 女性が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから	新規	—	●	●
	5 家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは可能だと思うから	新規	—	●	●
	6 固定的な男性と女性の役割分担の意識を押しつけるべきではないから	新規	—	●	●
	7 その他（ ）	新規	—	●	●
	問6 地域や勤務先で次のようなことがあるか	新規	—	—	(●)
	A 地域や親戚の集まりでの食事の準備やお茶出しは女性の仕事	新規	—	—	(●)
	B 自治会などの重要な役職は男性の仕事	新規	—	—	(●)
	C 正社員は男性、女性は非正規社員	新規	—	—	(●)
	D 職場でのお茶出しや事務などのサポート業務は女性の仕事	新規	—	—	(●)
	E 子供が生まれたら、女性は仕事を控えめにした方がよい	新規	—	—	(●)
	F 男性が前に立って、女性は後ろで支えるべき	新規	—	—	(●)
	G 家を継ぐのは男性がよい	新規	—	—	(●)
	H 家事・育児・介護は女性の仕事	新規	—	—	(●)
	I 個人の価値観よりも世間体が大事	新規	—	—	(●)

※ (●) : 令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査

区分	設 問	市		県	国
		今回 (R8)	前回 (R3)	R6	R6
女性の活躍	◆ 女性の活躍についておたずねします				
	問7 意思決定の場に女性の参画が少ない理由	●	●	●	—
	1 女性はケア役割を優先すべきだと思われているから →家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識	●	●	●	—
	女性はリーダー（意思決定過程への参画）には向かないという意識の人が多いため →家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識		●		—
	2 男性優位の組織運営	新規	—	●	—
	3 配偶者・パートナーの家事・育児等が不十分で、女性がやらざるを得ないから →家庭の支援・協力が得られない	●	●	●	—
	4 女性の能力開発の機会が不十分	●	●	●	—
	5 女性は子どもの頃からリーダーシップを発揮するような場面が少ないから →女性の活動を支援する仕組みの不足	●	●	●	—
	6 女性側の積極性が十分でない	●	●	●	—
	7 女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない	●	●	●	—
	8 わからない	●	●	●	—
	9 その他（ ）	●	●	●	—
	問8 女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこと	●	●	●	—
	1 経営者が女性の活躍の促進に積極的であること	●	●	●	—
	2 職場の上司・同僚が、女性が働くことに理解があること	●	●	●	—
	3 育児・介護との両立について職場の支援制度が整っていること	●	●	●	—
	4 長時間労働の必要がないこと、勤務時間が柔軟であること →長時間労働の必要がないこと	●	●	●	—
	5 長時間労働の必要がないこと、勤務時間が柔軟であること →年次有給休暇の取得のしやすさや勤務時間が柔軟であること	●		●	—
	6 時間や場所にとらわれない働き方ができること	新規	—	●	—
	7 パート、アルバイト等から正社員へ登用すること	新規	—	●	—
	8 身近に相談できて目標になる女性がいること	●	●	●	—
	9 性別に関係なく仕事が適正に評価されること	●	●	●	—
	10 仕事にやりがいがあること	●	●	●	—
	11 その他（ ）	●	●	●	—
	問9 女性の活躍が進むために家族や社会等で必要な環境整備について	●	●	●	—
	1 夫の積極的な家事・育児・介護への参加	●	●	●	—
	2 夫以外の家族・地域による家事・育児・介護への参加	●	●	●	—
	3 保育・福祉施設等の育児や介護サービスの充実→保育施設等の育児サービスの充実	●	●	●	—
	4 保育・福祉施設等の育児や介護サービスの充実→福祉施設等の介護サービスの充実	●		●	—
	5 利用しやすい（育児・介護以外の）家事サービスがあること	●	●	●	—
	6 スキルアップに向けた研修や職業相談等の再就職しやすい環境が整っていること	●	●	●	—
	7 起業を希望する際に資金調達やノウハウが取得しやすい環境が整っていること	●	●	●	—
	8 総合的な相談窓口が整備、充実していること	●	●	●	—
	9 その他（ ）	●	●	●	—

区分	設 問	市		県	国
		今回 (R8)	前回 (R3)	R6	R6
女性の活躍	◆ 女性の活躍についておたずねします				
	問10 女性の参画が進むべき分野	新規	—	●	—
	1 閣僚（国務大臣）、都道府県知事、市町村の首長	新規	—	●	—
	2 国、県や市町村議会の議員	新規	—	●	—
	3 国、地方公共団体の審議会等委員	新規	—	●	—
	4 国、地方公共団体の管理職	新規	—	●	—
	5 企業の管理職	新規	—	●	—
	6 企業の技術者・研究者	新規	—	●	—
	7 起業家	新規	—	●	—
	8 学校の校長や教頭	新規	—	●	—
	9 農協、漁協等の農林水産団体の役員	新規	—	●	—
	10 自治会、ボランティア、PTAなどの役員	新規	—	●	—
	11 わからない	新規	—	●	—
	12 その他（ ）	新規	—	●	—
就 業	◆ 就業についておたずねします				
	問11 女性が職業をもつことについて	●	●	●	—
	問12 今後の就業意向（現在就業していない方）	●	●	● 女性のみ	—
	1 常勤→正社員でフルタイム勤務	●	●	●	—
	2 正社員で短時間勤務	新規	—	●	—
	3 パートタイム等→パート、アルバイト	●	●	●	—
	4 派遣社員	新規	—	●	—
	5 経営者・使用者	新規	—	●	—
	6 自由業	新規	—	●	—
	7 就業したくない	●	●	●	—
	8 わからない	●	●	●	—
	9 その他（ ）	新規	—	●	—
	問13 就業していない主な理由（現在就業していない方）	●	●	—	—
	1 家族に小さい子どもがいるから→子育てのため	●	●	—	—
	2 家族に介護や保護を必要とする者がいるから→家族の介護のため	●	●	—	—
	3 家事の負担が大きい	新規	—	—	—
	4 適当な仕事が見つからないから→希望する職種の仕事が見つからないため	●	●	—	—
	5 適当な仕事が見つからないから→希望する勤務時間に合う仕事がないため	●		—	—
	6 適当な仕事が見つからないから→希望する賃金条件に合う仕事がないため	●		—	—
	7 就業のブランクがあり働くことに不安があるため	新規	—	—	—
	8 年齢面による就業上の不安があるため	新規	—	—	—
	9 自分の能力や技能が通用するか不安があるため	新規	—	—	—
	10 通勤が困難なため	新規	—	—	—
	11 健康状態がよくないから→健康上の理由のため	●	●	—	—
	12 就業を希望していないため	新規	—	—	—
	13 現在就学中、または職業訓練中のため	●	●	—	—
	14 その他（ ）	●	●	—	—
	趣味やボランティアなどの活動をしていたいから	削除	●	—	—
	家族の理解が得られないから	削除	●	—	—
	家庭を大切にしたいから	削除	●	—	—

区分	設 問	市		県	国
		今回 (R8)	前回 (R3)	R6	R6
仕事と家庭・地域活動の両立	◆ 仕事と家庭・地域活動の両立についておたずねします				
	問14 仕事と家庭生活や地域活動とのバランスについての理想と現実	新規	—	●	—
	家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念する	新規	—	●	—
	家庭生活や地域活動よりも、仕事を優先させる	新規	—	●	—
	家庭生活や地域活動と、仕事を両立する	新規	—	●	—
	仕事よりも、家庭生活や地域活動を優先させる	新規	—	●	—
	仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念する	新規	—	●	—
	わからない	新規	—	●	—
	※それぞれ理想と現実該当する項目を選択する				
	問15 男性が家事や育児・介護、地域活動に積極的に参加するために必要なこと	●	●	●	●
	1 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと	●	●	●	●
	2 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと	●	●	●	●
	3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること	●	●	●	●
	4 年配者やまわりの人が →周囲の人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること	●	●	●	●
	5 社会の中で、男性による家事などについても、その評価を高めること	●	●	●	●
	6 男性による育児・家事などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること	新規	—	●	●
	7 労働時間の短縮や休暇制度、テレワークなどを利用した多様な働き方を普及すること で、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること	●	●	●	●
	8 男性が育児・家事などに関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと	●	●	●	●
	9 国や地方公共団体などの研修等により、男性の育児・家事などの技能を高めること	●	●	●	●
	10 男性が育児・家事などを行うための、仲間（ネットワーク）作りを進めること	●	●	●	●
	11 男性が相談しやすい窓口を設けること	●	●	●	●
	12 特に必要なことはない	●	●	●	—
	13 その他（ ）	●	●	●	—
	問16 自治会長やPTA会長など、女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと	新規	—	●	—
	1 女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと	新規	—	●	—
	2 女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと	新規	—	●	—
	3 社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることについて、その評価を高めること	新規	—	●	—
	4 女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと	新規	—	●	—
	5 女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めること	新規	—	●	—
	6 特に必要なことはない	新規	—	●	—
	7 わからない	新規	—	●	—
	8 その他（ ）	新規	—	●	—

区分	設 問	市		県	国
		今回 (R8)	前回 (R3)	R6	R5
配偶者や交際相手からの暴力（DV）	◆ 配偶者や交際相手からの暴力（DV）について、おたずねします				
	問17 DV相談窓口の認知度	●	●	●	●
	1 山口市男女共同参画センター ゆめぼぼら	新規	—	—	●
	2 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）	新規	—	●	●
	3 警察	新規	—	●	●
	4 民生委員、児童委員	新規	—	●	—
	5 法務局、人権擁護委員	新規	—	●	●
	6 市役所	新規	—	●	—
	7 電話ホットライン、メール相談、SNS相談など	新規	—	●	●
	8 民間の専門家や専門機関（弁護士、カウンセリング機関、民間シェルターなど）	新規	—	●	●
	9 裁判所	新規	—	●	—
	10 相談できる窓口があることを知らなかった	新規	—	●	●
	11 その他（ ）	新規	—	●	—
	知っている	削除	●	—	●
	知らない	削除	●	—	●
	問18 配偶者の間における次の行為を暴力だと思うか	●	●	●	●
	A 平手で打つ	●	●	●	●
	B 身体を押す（つきとばす）	新規	—	●	●
	C 足で蹴る	●	●	●	●
	D 身体を傷つける可能性のあるもので殴る	●	●	●	●
	E 殴るふりをして、おどす	●	●	●	●
	F 大声でどなる	●	●	●	●
	G 他の異性との会話を許さない	新規	—	●	●
	H 家族や友人との関わりを持たせない	新規	—	●	●
	I 交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する	●	●	●	●
	J 職場に行くことを妨害したり、外出先を制限したりする	新規	—	●	●
	K 何を言っても長時間無視し続ける	●	●	●	●
	L 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「甲斐性なし」と言う	●	●	●	●
	M 相手や家族を傷つけるなどと告げておどす	新規	—	●	●
	N 家計に必要な生活費を渡さない	●	●	●	●
	O いやがっているのに性的な行為を強要する	●	●	●	●
	P 避妊に協力しない	新規	—	●	●
	刃物などを突きつけておどす	削除	●	●	●
	見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	削除	●	—	—
	問19 配偶者から次のことをされたことがあるか（最近5年以内の頻度）	●	●	●	●
	問20 問19に該当の場合、命の危険を感じたか	新規	—	●	●
	1 感じた	新規	—	●	●
	2 感じなかった	新規	—	●	●

区分	設 問	市		県	国
		今回 (R8)	前回 (R3)	R6	R5
配偶者や交際相手からの暴力（DV）	◆ 配偶者や交際相手からの暴力（DV）について、おたずねします				
	問21 問19に該当の場合、どこ（だれ）に相談したか	新規	—	●	●
	1 山口市男女共同参画センター ゆめぼらに相談した	新規	—	—	●
	2 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に相談した	新規	—	●	●
	3 警察に連絡・相談した	新規	—	●	●
	4 民生委員、児童委員に相談した	新規	—	●	●
	5 法務局、人権擁護委員に相談した	新規	—	●	●
	6 市役所や町村役場に相談した	新規	—	●	●
	7 裁判所に相談した	新規	—	●	—
	8 電話ホットライン、メール相談、SNS相談などに相談した	新規	—	●	●
	9 民間の専門家や専門機関（弁護士、カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した	新規	—	●	●
	10 医療関係者（医師、看護師など）に相談した	新規	—	●	●
	11 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した	新規	—	●	●
	12 職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下など）に相談した	新規	—	●	●
	13 家族や親戚に相談した	新規	—	●	●
	14 友人・知人に相談した	新規	—	●	●
	15 どこ（だれ）にも相談しなかった	新規	—	●	●
	16 その他（ ）	新規	—	●	●
	問22 問21でどこ（だれ）にも相談しなかった場合の理由	新規	—	●	●
	1 どこ（だれ）に相談してよいのか分からなかったから	新規	—	●	●
	2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから	新規	—	●	●
	3 相談しても無駄だと思ったから	新規	—	●	●
	4 相談するほどのことではないと思ったから	新規	—	●	●
	5 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから	新規	—	●	●
	6 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから	新規	—	●	●
	7 自分にも悪いところがあると思ったから	新規	—	●	●
	8 そのことについて思い出したくなかったから	新規	—	●	●
	9 仕返しが怖かったから（もっとひどい暴力や、性的な画像のばらまきなど）	新規	—	●	●
	10 世間体が悪いと思ったから	新規	—	●	●
	11 他人を巻き込みたくなかったから	新規	—	●	●
	12 他人に知られると、これまで通りの付き合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから	新規	—	●	●
	13 自分が受けている行為がDVとは認識していなかったから	新規	—	●	●
	14 相手の行為は愛情の表現だと思ったから	新規	—	●	●
	15 別れるつもりがなかったから	新規	—	●	●
	16 その他（ ）	新規	—	●	●
	問23 交際相手から次のことをされたことがあるか（10歳代、20歳代、30歳代以上等を選択）	●	●	●	●
	A 身体的暴行（例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）	●	●	●	●
	B 心理的攻撃（例えば、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫）	●	●	●	●
	C 経済的圧迫（例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど）	●	●	●	●
	D 性的強要（例えば、いやがっているのに性的な行為を強要されるなど）	●	●	●	●

区分	設 問	市		県	国
		今回 (R8)	前回 (R3)	R6	R5
配偶者や交際相手からの暴力（DV）	◆ 配偶者や交際相手からの暴力（DV）について、おたずねします				
	問24 DV防止法の認知度	●	●	●	●
	1 法律や相談体制等詳細を知っている→法律があることも、その内容も知っている	●	●	●	●
	言葉の意味ぐらいなら知っている	削除	●		
	2 言葉だけは聞いたことがある→法律があることは知っているが、内容はよく知らない	●	●	●	●
	3 まったく知らない→法律があることを知らなかった	●	●	●	●
	問25 配偶者や交際相手間における暴力を防止するために必要なこと	新規	—	●	—
	1 家庭で、保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う	新規	—	●	—
	2 学校または大学で、児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う	新規	—	●	—
	3 地域で、暴力防止のための見守りやネットワークづくりなどを行う	新規	—	●	—
	4 行政等が、暴力防止のための広報・啓発活動を積極的に行う	新規	—	●	—
	5 暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う	新規	—	●	—
	6 加害者への罰則を強化する	新規	—	●	—
	7 暴力を助長するおそれのある情報（テレビやゲーム、インターネットなど）を取り締まる	新規	—	●	—
	8 その他（ ）	新規	—	●	—

区分	設 問	市		県	国
		今回 (R8)	前回 (R3)	R6	R5
困難な問題を抱える方への支援	◆ 困難な問題を抱える方への支援について、おたずねします				
	問26 抱えたことのある困難な問題は何か	新規	—	●	—
	1 家族や同居人からの身体的暴力（なぐられる、けられる、物をなげつけられるなど）	新規	—	●	—
	2 家族や同居人からの心理的攻撃（大声でどなられる、人格を否定される、大切にしているものを勝手に捨てられるなど）	新規	—	●	—
	3 自身の障害や疾病	新規	—	●	—
	4 家族の障害や疾病	新規	—	●	—
	5 交際相手からの暴力	新規	—	●	—
	6 身体的な性暴力・性犯罪被害（不同意性交、痴漢、盗撮など）	新規	—	●	—
	7 SNSを介して性的な画像を送信させられたなど、インターネットを通じた性暴力被害	新規	—	●	—
	8 ストーカー被害（特定の相手からのつきまといなど）	新規	—	●	—
	9 経済的な困窮（生理用品等の生活必需品が購入できない、生活費を稼ぐためのアルバイトによって学業に支障が出るなど）	新規	—	●	—
	10 職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメント	新規	—	●	—
	11 まったくない	新規	—	●	—
	12 その他（ ）	新規	—	●	—
	問27 抱えたことのある困難な問題についてどこ（だれ）に相談したか	新規	—	●	—
	1 山口市男女共同参画センター ゆめぼら（女性相談支援員）に相談した	新規	—	—	—
	2 山口県男女共同参画相談センター（女性相談支援センター）に相談した	新規	—	●	—
	3 警察に連絡・相談した	新規	—	●	—
	4 民生委員、児童委員に相談した	新規	—	●	—
	5 法務局、人権擁護委員に相談した	新規	—	●	—
	6 市役所や町村役場に相談した	新規	—	●	—
	7 裁判所に相談した	新規	—	●	—
	8 電話ホットライン、メール相談、SNS相談などに相談した	新規	—	●	—
	9 民間の専門家や専門機関（弁護士、カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した	新規	—	●	—
	10 医療関係者（医師、看護師など）に相談した	新規	—	●	—
	11 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した	新規	—	●	—
	12 職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下など）に相談した	新規	—	●	—
	13 家族や親戚に相談した	新規	—	●	—
	14 友人・知人に相談した	新規	—	●	—
	15 どこ（だれ）にも相談しなかった	新規	—	●	—
	16 その他（ ）	新規	—	●	—
	問28 問27でどこ（だれ）にも相談しなかった場合の理由	新規	—	●	—
	1 どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから	新規	—	●	—
	2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから	新規	—	●	—
	3 相談してもむだだと思ったから	新規	—	●	—
	4 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから	新規	—	●	—
	5 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから	新規	—	●	—
	6 世間体が悪いと思ったから	新規	—	●	—
	7 他人を巻き込みたくなかったから	新規	—	●	—
	8 他人に知られると、これまで通りの付き合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから	新規	—	●	—
	9 自分にも悪いところがあると思ったから	新規	—	●	—
	10 相談するほどのことではないと思ったから	新規	—	●	—
	11 自分が困難な問題を抱えているとは認識していなかったから	新規	—	●	—
	12 その他（ ）	新規	—	●	—

区分	設 問	市		県	国
		今回 (R8)	前回 (R3)	R6	R6
行政 の 取 組	◆ 行政の取組についておたずねします				
	問29 行政に望む取組	●	●	●	●
	1 男女共同参画の意識を高めるための意識啓発事業を進めること →男女の人権の尊重、相互理解・協力について、市民への意識啓発を進める	●	●	●	●
	2 学校教育や社会教育の場で、男女平等や相互理解のための学習を充実する	●	●	●	●
	3 事業所や職場における男女共同参画意識の醸成と、取組の推進に向けた啓発を進める	新規	—	●	●
	4 政策・方針決定過程へ、女性を積極的に登用する	●	●	●	●
	5 女性の学習の機会を充実し、意欲と能力を高め、リーダーを養成する	●	●	●	—
	6 経営者、事業主に対して職場における男女格差の是正を働きかける →男女の均等な雇用機会と待遇の確保のため、関係法令の周知や普及・啓発を進める	●	●	●	●
	7 女性の雇用促進と →女性が少ない分野への女性の進出や、管理職への女性の登用を促すための取組を行う	●	●	●	●
	8 いったん離職した女性の再就職や、女性の起業への支援を行う	新規	—	●	●
	9 経営者、事業主に対して仕事と家庭を両立しやすい労働条件の整備・改善を働きかける →多様で柔軟な働き方の実現に向けて、企業や市民に向けた啓発を進める	●	●	●	●
	10 男性に家事・子育て・介護等への参画を促すため、意識啓発や情報提供を行う	新規	—	—	—
	11 育児や介護に対する支援体制を整備・充実→仕事と家事・育児・介護を両立できるように、多様なニーズに応じたサービスの充実を図る	●	●	●	●
	12 地域づくりに多様な視点が反映できるように、地域・社会活動への女性の参画を促進する	新規	—	—	—
	13 DV・性暴力など、男女間のあらゆる暴力を防止し、被害者を支援する	新規	—	—	●
	14 ライフステージに応じた男女の健康の保持と増進を推進する	新規	—	—	—
	15 様々な困難を抱える男女が安心して暮らせるように相談業務異能を整備・充実 →様々な事情で生活上の困難に陥っている女性に対して、相談支援体制の充実を図る	●	●	—	●
	16 その他（ ） 男女の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、学習などを行う拠点施設を整備すること	●	●	●	—
	問30 山口市男女共同参画センターゆめぼらの認知度	●	●	—	—
	問31 問30で知っている場合、特設ウェブサイトの利用の有無	新規	—	—	—
	1 利用したことがある	新規	—	—	—
	2 利用したことがない	新規	—	—	—
	ご意見等自由記入	削除	●	●	—

「●」は調査項目として採用、「新規」は今回新設、「削除」は削除予定、「—」は該当調査なしを示しています。

赤枠は現計画の指標となっている設問です。